

○議事日程

1 開会

2 あいさつ

3 議事録署名委員指名

4 付議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請について
議案第6号 農業経営改善計画の認定に係る意見について
議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

5 報告事項

- (1)農地法施行規則第29条第1号の規定による農用地を農業施設用地に供することの届出の受理状況について
(2)開墾による新たな農業用地に供することの届出の受理状況について

6 その他

7 閉会

○出席委員

農業委員(17名)

桜沢いづみ委員、高橋一幸委員、坂本秀文委員、小林真一委員、春日雄司委員、藤田清隆委員、市川壽善委員、芋川一浩委員、田川新治委員、武田利彦委員、小林美代子委員、丸山和広委員、竹前博文委員、土屋稔委員、関紀子委員、山田喜英委員、増田善行委員

農地利用最適化推進委員(16名)

小林剛委員、中山喜正委員、宮崎喜久雄委員、堀内和幸委員、竹内久委員、高山文雄委員、小林宗和委員、若林栄吉委員、霜鳥明彦委員、風間伸一委員、小林和夫委員、堀米義徳委員、大原善彦委員、神田満委員、清野澄夫委員、高山弥委員

○欠席委員 高橋直樹委員、池田眞貴子委員、大澤操委員、北澤公司委員

○職務のため出席した農業委員会事務局職員の職氏名次のとおり

農業委員会事務局長 佐々木 篤博
〃 事務局長補佐 芋川 隆志
〃 事務局 矢嶋 裕貴

(開会)
事務局 (佐々木局長)

(午後 1 時 30 分)

皆様お集まりいただきましたので、ただ今から令和 7 年 11 月総会をはじめさせていただきます。

それではここで出席委員数の報告をいたします。ただ今までの出席委員数は、農業委員 20 名中 17 名、推進委員 17 名中 16 名であります。なお、5 番 高橋直樹委員、7 番 池田眞貴子委員、9 番 大澤操委員、永田地区 北澤公司委員からは欠席の連絡をいただいております。

それでは、会長からごあいさつをいただき以降の進行もお願いいたします。

議長 (増田会長)

(あいさつ 略)

先ほどの報告どおり出席委員数が定足数に達しておりますから、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、会議は成立いたしました。ただちに会議を開きます。

日程 3、議事録署名委員の指名につきまして 4 番、小林真一委員、6 番、春日雄司委員を指名いたします。議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第 31 条及び中野市農業委員会会議規則第 9 条に、農業委員会の委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関しましてはその議事に参与することができないとの規定がございます。本日の議案の中でこの規定に該当される委員がいらっしゃいましたらお申し出ください。なお、事前に 16 番 竹前博文委員からは、関連ある議案の連絡がございましたので、該当議案の審議は、退席をお願いいたします。

日程 4、付議事項に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題いたします。

それでは、議案第 1 号について、審議いたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局 (芋川局長補佐)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

説明につきましては、譲受人、譲渡人、申請地、申請理由の順で説明します。

番号 1 番、吉田、〇〇〇〇、越、〇〇〇〇、越〇〇〇〇、畑、外 1 筆、総面積 835 平方メートル、経営規模拡大のため

番号 2 番、間山、〇〇〇〇、間山、〇〇〇〇、間山〇〇〇〇、畑、外 1 筆、総面積 851 平方メートル、経営規模拡大のため

番号 3 番、片塩、〇〇〇〇、厚貝、〇〇〇〇、厚貝〇〇〇〇、畑、外 1 筆、総面積 2105 平方メートル、経営規模拡大のため

番号4番、豊津、〇〇〇〇、長野市、〇〇〇〇、豊津〇〇〇〇、畑、812平方メートル、経営規模拡大のため

以上、番号1番から番号4番の案件につきましては、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、農地法第3条第2項の各号に掲げる許可することができない条件について確認したところ該当していないものと考えます。

このため、いずれも許可要件を満たすものと考えます。以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対してご質問ご意見ありましたら、農業委員は議席番号と氏名を述べてから、推進委員は地区名と氏名を述べてからご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第1号を原案のとおり許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第1号を原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（芋川局長補佐）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明につきましては、譲受人、譲渡人、申請地、申請内容、申請理由、備考の順で説明します。

番号1番 申請者、越、〇〇〇〇、申請地、越〇〇〇〇、畑、449平方メートル、農業用物置 敷地、

自宅に隣接した申請地を農業用物置及び駐車場敷地としたい。2種農地 法5-②-II（消極的2種）

なお、申請の物置は現在設置済みであり追認する案件となります。

以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第2号について、賛成の委員の挙手をお願いします。

挙手多数であります。よって議案第2号については原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（芋川局長補佐）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

案件の説明前に、番号2番の案件に関連して、5 報告事項の(2)開墾届の案件ですが転用申請当時、西条〇〇〇〇のみ農地台帳から記載を落とさなくては行けなかったところを西条〇〇〇〇の筆を一筆全部、記載削除しており、今回事実がわかりましたので農地台帳に記載するものになります。記載後、番号2番の案件で一時転用したい申請となりますのでご承知おき頂きたいと思います。

では、説明につきましては、譲受人、譲渡人、申請地、申請内容、申請理由、備考の順で説明します。

番号1番 東京都板橋区、〇〇〇〇、更科、〇〇〇〇・〇〇〇〇、更科〇〇〇〇、畑、外2筆、総面積502平方メートル、住宅敷地、申請地を使用貸借し、住宅を建築したい。2種農地 法5-②-II (消極的2種)

番号2番 金井、〇〇〇〇、西条、〇〇〇〇、西条〇〇〇〇、畑、面積1914平方メートル、盛土敷地、湿地対策として盛土をするため。農用地区域内農地 令11-1-1、一時転用：許可後3年間

番号3番 中野、〇〇〇〇、新野、〇〇〇〇、江部〇〇〇〇、畑、外2筆、総面積575平方メートル、住宅敷地、現在アパートに住んでいるが申請地を取得し住宅を建築したい。2種農地 法5-②-II (消極的2種)

以上であります。

議長 (増田会長)

ただいまの説明に対してご質問ご意見ありましたら、農業委員は議席番号と氏名を述べてから、推進委員は地区名と氏名を述べてからご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第3号を原案のとおり許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第3号を原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見についてを議題とします。なお、番号5番は、竹前博文委員が関係する案件であるため、後ほど審議いたします。それでは、議案第3号のうち、番号1番から4番及び番号6番から33番までを審議いたします。事務局から説明願います。

事務局 (矢嶋主査)

議案第4号 農用地利用集積計画(案)に係る意見について
(説明)

以上であります。

議長（増田会長） ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第4号 番号1番から4番 及び 番号6番から33番について、賛成の委員の挙手をお願いします。

挙手多数であります。議案第4号 番号1番から4番 及び 番号6番から33番については意見なしとすることに決しました。

（竹前博文委員 退席）

次に、議案第4号 番号5番を対象として審議します事務局から説明願います。

事務局（矢嶋主査） （説明）

議長（増田会長） ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第4号番号5番について、意見無しとすることについて賛成の委員の挙手をお願いします。

挙手多数であります。よって議案第4号番号5番については意見無しとすることに決しました。

（竹前博文委員 入室）

次に、議案第5号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題とします。

事務局から説明願います。

事務局（矢嶋主査） 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請について
（説明）

以上であります

議長（増田会長） ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第5号について、要請することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手多数であります。よって議案第5号を要請することに決しました。

次に、議案第6号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題とします。事務局から説明願います。

事務局（矢嶋主査） 議案第6号 農業経営改善計画の認定に係る意見について
（説明）

以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第6号について意見なしとすることに賛成委員の挙手をお願いします。挙手多数であります。よって、議案第6号は意見なしとすることに決しました。

次に進みます。議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。

事務局から議案説明をお願いします。

事務局（矢嶋主査）

議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

本議案について、先に適格者証明に関する制度の概要について説明いたします。相続税の納税猶予についてですが、土地等を相続した場合は相続税がかかりますが、一定の条件を満たすことにより、税金の猶予を認める制度になります。なお、この制度を活用した農地は特例適用農地として扱われることとなり、これらの農地を手放す、耕作放棄する、農地を転用するなどといった行為をした場合は納税を猶予されていた相続税を払うこととなります。

また、こちらの制度では、会社員や公務員といった、農業を主の業務とされていない方々でもこの制度を活用できることとしており、家庭菜園程度の耕作であっても認められることとなっております。

なお、制度活用後もこれらの農地は3年ごとに耕作状況の調査や報告が必要となっているため、引き続き耕作を行う必要があります。また、こちらの農地を相続した後に20年耕作を継続するか、相続人がその前に亡くなられた場合は相続税の支払いが免除されることとなります。

今回、議案としております件については申請のあった農地を特例適用農地として扱うとともに、その特例適用農地の相続人となる者を耕作者として適格であるということを農業委員会として証明することとなります。

それでは本題になります。

（説明）

以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

1番 桜沢いづみ委員

1番桜沢です。特例適用農地とそれを適用しない農地を分けるというのはどういった理由からでしょうか。

事務局（芋川局長補佐）

今回の申請は申請者本人が地価単価の高い農地のみを特例適用農地としての適用を希望されているので、この申請が上がってきているものとなっております。

倭地区 堀米義徳委員

倭地区 堀米です。今の質問に関してですが、例えば途中で耕作をや

めた場合、遡って納税するのですか。それとも免除ということになるのでしょうか。

事務局（芋川局長補佐） その当時に猶予として扱われた額を納税することとなります。

議長（増田会長） ありませんければ、お諮りいたします。議案第7号について相続人から願い出のあった農地を特例適用農地とすること及び相続人を当該適格者として証明することに、賛成委員の挙手をお願いします。挙手多数であります。よって、議案第7号は適格者として証明することに決しました。

本日お願いしておりました議事は、以上となります。全体を通して何か質問などありますでしょうか。無いようですので、事務局へお返しします。

事務局（佐々木局長） 増田会長お疲れ様でした。つづいて日程5 報告事項 に入ります。

事務局（芋川局長補佐） 報告事項（1）農地法施行規則第29条第1号の規定による農用地を農業施設用地に供することの届出の受理状況について
（説明）
報告事項（2）開墾による新たな農業用地に供することの届出の受理状況について
以上です。

事務局（佐々木局長） ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見等ありましたら、お願いします。
無いようですので、次に進みます。
続いて、日程6 その他 に入ります。

（説明）

全体を含めて何かありましたらお願いします。
ありませんければ、以上をもちまして、本日の中野市農業委員会総会を閉会といたします。

（午後2時20分 閉会）

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証明するためにここに署名する。

中野市農業委員会長（議長） 増田 善行

署名委員 小林 真一

署名委員 春日 雄司